岩美町業務委託契約に係る最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、町が発注する委託業務（測量、建設コンサルタント、建築（設備）設計、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）の競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０第２項（令第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格制度の執行に関し必要な手続を定めるものとする。

（対象）

第２条　最低制限価格を設定する委託業務の対象は、次の各号に掲げるもののうち、町長が当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めたものとする。

(1) 機械設備保守点検業務

(2) 空調設備保守点検業務

(3) 消防設備保守点検業務

(4) 自家発電設備保守点検業務

(5) 電気工作物保安管理業務

(6) 警備業務

(7) 清掃業務

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

（最低制限価格の設定）

第３条　前条に規定する委託業務の最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の１０分の７から１０分の８までの範囲において定めるものとする。

(1) 予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した額に１０分の７から１０分の８までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とする。

(2) 前号の額から千円未満を切り捨てる。

(3) 前号の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格の１０分の７を下回る場合は、予定価格に１０分の７を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。

（入札参加者への周知）

第４条　第２条に規定する委託業務を競争入札に付そうとするときは、当該委託業務の公告又は指名通知に当該指名競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を記載し、入札に参加しようとする者に周知しなければならない。

（入札の執行）

第５条　入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって申し込みをした者がある場合には、入札執行者は、当該申し込みをした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。

２　前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、原則再度の入札を行う。

３　最低制限価格を下回る価格をもって申し込みをした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。この旨は、当該委託業務に係る入札説明書に記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

４　入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札を打ち切るものとする。

附　則

この要領は、令和元年８月２８日以降に競争入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日以降に競争入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用する。